

生活交通維持確保改善計画の 認定について

令和3年（2021年）10月22日

猪名川町



猪名川町マスコットキャラクター
「いなぼう」

1. 生活交通維持確保改善計画の認定について

- 令和3年(2021年)第2回地域公共交通会議にて同意いただいた令和4年度(2022年度)地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る生活交通維持確保改善計画は、令和3年(2021年)8月31日付けで認定申請を行い、計画の認定が9月28日に近畿運輸局長より通知があったため報告する。

近 運 交 交 第 5 3 号
令 和 3 年 9 月 2 8 日

猪名川町地域公共交通会議
会長 柳原 崇男 殿

近 畿 運 輸 局 長
(公 印 省 略)

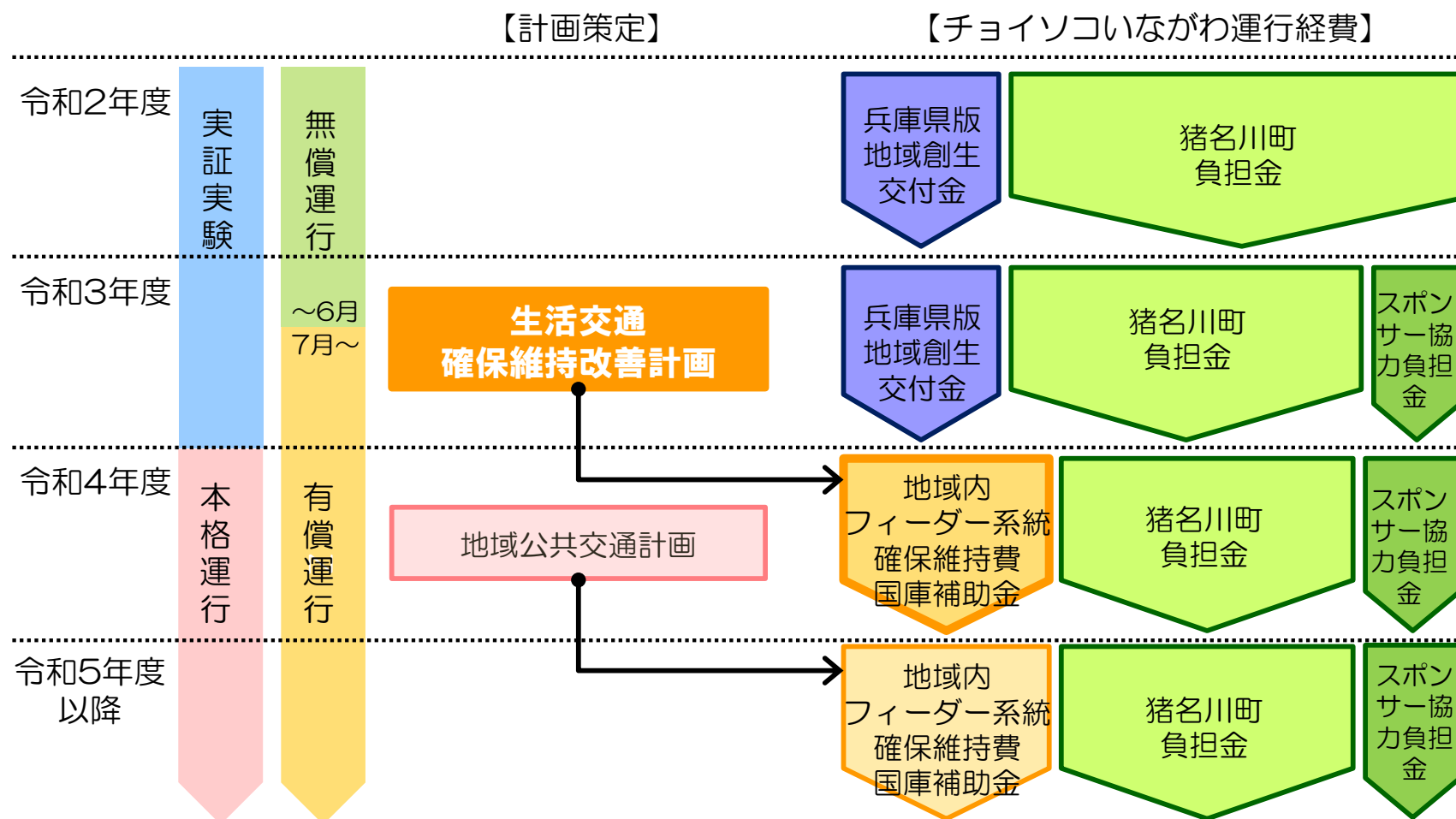
令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金及び車両減価償却費等国庫補助金)に係る地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画の認定について

令和3年8月31日付けで認定申請のあった「令和4年度 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金)に係る地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項に規定する地域公共交通計画又は生活交通確保維持改善計画」については、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第10条の規定を準用する第18条及び第22条、附則第2条により、地域公共交通確保維持事業に係る計画であるものとして、令和3年9月24日国総地第34号をもって認定したので通知する。

2. 令和4年度以降におけるチョイソコいながわ運行の財源

- 令和4年度(2022年度)は、地域内の生活交通を対象とした「生活交通確保維持改善計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金」と猪名川町の負担による運行を予定している。
- 令和5年度(2023年度)以降は、今年度策定予定の「地域公共交通計画」に基づく、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用した運行を想定し、猪名川町の負担を小さくしながら運行を継続していくものとする。
- 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金は、交通不便地認定を受けた『阿古谷地区』で運行するチョイソコいながわの運行経費が対象となる。

●今後のチョイソコいながわの運行財源確保のイメージ



3. 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

- 生活交通確保維持改善計画を策定、運輸局に申請、認可を得ることで「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を受けることができる。
- 「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の補助額は、補助対象交通（チョイソコいながわ運行エリアのうち地方運輸局長が指定する交通不便地域である阿古谷地区のみ）運行欠損額の最大1/2 であり、残りは猪名川町負担となる。

●地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統補助）の概要

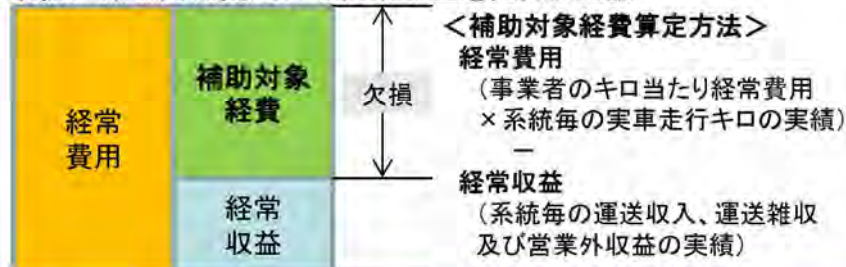
補助内容

○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

○ 補助対象経費

補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額



○ 補助率

1/2

○ 主な補助要件

協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に確保又は維持が必要として掲載され、

- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行を開始又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が2人/1回以上であること
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字であること

出典：国土交通省資料